

◎あん摩マッサージ指圧師、はり師、

きゆう師等に関する法律等の一部を

改正する法律

(平成二十二年四月二二日法律第二〇号(衆))

一、提案理由(平成二十二年四月三日・衆議院本会議)

○田村憲久君 たいまいま議題となりましたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士及び柔道整復師の各資格に係る試験が国家試験であることを明確にするため、その名称を国家試験と法律上明記しようとするものであります。

本案は、去る四月一日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律

六三

い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年四月一五日)

○辻泰弘君 たいまいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゆう師試験、歯科衛生士試験、診療放射線技師試験、歯科技工士試験及び柔道整復師試験につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゆう師国家試験、歯科衛生士国家試験、診療放射線技師国家試験、歯科技工士国家試験及び柔道整復師国家試験に改めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。